

宮津市監査公表第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第 14 項の規定により併せて公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 松 本 隆

令和 5 年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 2 月 9 日まで

3 監査の方法等

令和 4 年度に執行された財務に関する事務及び市の事務について、総務部、市民環境部、産業経済部、教育委員会事務局及び農業委員会事務局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の意見及び結果

- (1) 意見 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、文書管理規程等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁過程によるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

- (2) 結果 「定期監査結果に対する措置状況」 のとおり

■令和5年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、令和4年度決算に基づく健全化判断比率は基準内にあるが、このうち将来負担比率は、前年度に引き続き改善した（R3：178.2%⇒R4：158.6%）ものの、令和3年度府内市町村の平均値（47.5%）と比較しても依然として突出した比率であるため、より一層の財政健全化を推進されたい。

2 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和4年度に執行された業務委託、指定管理、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等		事 務 事 業 の 件 数						合 計
		業務委託	指定管理	工 事・ 修 繕	補助金・ 交付金	貸付金	土地建物の 貸付	
市長 部 局	総 務 部	61	1	3	16			81
	市民環境部	61		12	16			89
	産業経済部	42	2	6	35			85
小 計		164	3	21	67	0	0	255
選挙管理委員会								0
教 育 委 員 会		60	1	10	22		39	132
農 業 委 員 会		4						4
合 計		228	4	31	89	0	39	391

3 契約事務について

(1) 契約状況

① 業務委託について

○ 監査対象とした業務委託228件の契約方法は、指名競争入札 18件(7.9%)、随意契約210件(92.1%)で、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	—	—
指 名 競 争 入 札	18	7.9
随 意 契 約	210	92.1
計	228	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契約金額の区分	業務委託	
	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	33	14.5
10万円超 50万円以下	78	34.2
50万円超 100万円以下	23	10.1
100万円超 500万円以下	66	28.9
500万円超 1,000万円以下	12	5.3
1,000万円超	16	7.0
計	228	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

○ 指名競争入札 18 件の入札者数は次のとおりであった。

○ 随意契約による 210 件の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契約区分		契約件数	入札・見積者数			
			省略	1者	2者	3者以上
条件付一般競争入札						
指名競争入札		18			1	17
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	95	1	71	7	16
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	109	1	105	2	1
	第3号 福祉団体等との契約	2		2		
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号 緊急の必要により					
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1		
	第7号 時価に比して著しく有利な価格					
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	3		3		
第9号 落札者が契約しないとき						
小計		210	2	182	9	17
計		228	2	182	10	34

② 工事・修繕について

- 工事・修繕 31 件の契約方法は、指名競争入札 5 件(16.1%)、随意契約 26 件(83.9%)となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等	
	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—
指名競争入札	5	16.1
随意契約	26	83.9
計	31	100.0

- 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	10	32.3
50 万円超 130 万円以下	10	32.3
130 万円超 300 万円以下	6	19.3
300 万円超 1,000 万円以下	5	16.1
1,000 万円超 5,000 万円以下		
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下		
1 億 5,000 万円超		
計	31	100.0

- 指名競争入札 5 件の入札者数は、次のとおりであった。

- 随意契約 26 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分ごとの見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 者 数			
			省 略	1 者	2 者	3 者 以 上
条件付一般競争入札						
指名競争入札		5				5
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)					
	第 1 号 予定価格が範囲内	16		6	1	9
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	8		6		2
	第 3 号 福祉団体等との契約					
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第 5 号 緊急の必要により	1		1		
	第 6 号 競争入札に付することが不利	1		1		
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格					
	第 8 号 競争入札に付し入札者がいない					
第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		26		14	1	11
計		31		14	1	16

(定期監査結果に対する措置状況)

3 契約事務について

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

監査の結果	措置の内容 (回答)
<p>文書事務については、年度当初に原議書等の様式やその記載例が示され、令和3年度までは庶務担当係長会議、令和4年度は課長会議で説明されるなど適正な処理について徹底が図られているところである。</p> <p>しかしながら、契約関係書類等において、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ、記載誤り、適用条項の誤り等のほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れ等、課長会議等により指示された適正な事務処理がなされていない事例も少なからず見受けられた。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底、内部統制の更なる強化とともに、DXの推進による効率化も図りつつ、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を強く望むものである。</p>	<p>不適切な事務処理の根絶に向け、理事者会議を通じて庁内に周知徹底を行うほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、グループウェア等のツールも活用しながら職場内で認識共有し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>文書事務の遂行に当たっては、職員一人一人が取り扱う媒体が紙・デジタルデータの別を問わず市民共通の情報資産であるという意識をもって事務遂行できるよう全職員向けの情報取り扱い研修等を通じて意識向上を図ってまいります。</p>

② 随意契約について

監査の結果	措置の内容 (回答)
<p>随意契約による契約は、業務委託が92.1% (210件)、工事・修繕が83.9% (26件)と大部分となっており、さらに、業務委託の86.7% (182件)、工事・修繕の53.8% (14件)が一者随意契約で行われている。</p> <p>随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されたい。特に一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう要望する。</p> <p>また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により性質又は目的が競争入札に適しないことを理由としながら、複数業者から見積徴取している事例が見受けられた。同号は相手方が特定される場合の随意契約理由であり、選定業者が複数あるならば競争入札とすべきである。令和5年度当初に全庁に通知されたところではあるが、地方自治法施行令に規定する契約方法等についての考え方をよく理解の上、契約事務に臨まれない。</p>	<p>随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>

③ 入札について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>郵便入札については、令和2年度から運用を開始され、その件数も増加してきているところであるが、次の事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格を事前に公表していないにもかかわらず、予定価格を超えた入札を失格としている。 ・ 入札書の郵送必着日が定められ、期限までに到達しなかったときは無効又は失格とされているが、入札結果報告書に添付の入札書の日付及び受付印はいずれも期限より遅く、他に証拠がないため無効又は失格とも解釈できる。 ・ 開札にあたり、開札立会希望者2人以上又は入札事務関係外職員が立ち会わなければならないが、入札結果報告書に立会人の記名押印がない。 <p>郵便入札に係る実施要領や様式は示されているところであるが、加えて記載例や取扱いを示すなど、全庁的に適正な処理がなされるよう周知を図られたい。</p>	<p>予定価格を事前公表していないとき、予定価格を超えた場合は、失格には当たらないため、未記入とするよう記載例を見直しています。</p> <p>また、郵便入札に関しましては、到達した封書に確実に受付印を押印し、到達日が明確になるようにすることとし、その他の指摘事項についても、改善に向けて理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>

④ 契約関係事務について

監査の結果	措置の内容（回答）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格調書について、次の事例が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札であるにもかかわらず「見積書比較価格」と記載されている。逆に、見積徴取にもかかわらず「入札書比較価格」と記載されている。 ・ 消費税を含めた見積依頼をしているにもかかわらず、予定価格調書に消費税相当額を除いた金額の見積書比較価格が定められている。 ○ 見積結果報告書及び採用決定通知書の採用金額の説明文について、消費税額を加算する場合、税込の場合、単価契約の場合の使い分けが適当でない事例が見受けられた。 ○ 業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について、必要であるのに削除されていたり、毎月の業務ではないのに「毎月業務を完了したときは」と定めている事例が見受けられた。 ○ 契約書に貼付されている印紙について、税額の区分を誤っている事例が見受けられた。 ○ 完了検査において、次の事例が見受けられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定める書類が提出されていない。 ・ 竣工検査書の検査職員意見が記入されていない。 ・ 立会検査を行うことが出来ない場合を除き、原則、発注 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格調書 <p>指摘事項につきまして、不適切な事務処理の根絶に向け、職員間で十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。</p> ○ 見積結果報告書及び採用決定通知書 <p>見積依頼をする際、見積金額は税込か税抜かを設定しているにも関わらず、その設定が見積結果報告書及び採用決定通知書に活かされていない状況であり、改めて不適切な事務の根絶に向け、職員間で十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。</p> ○ 業務完了報告書等 <p>指摘事項につきまして、業務実態に合うように、業務完了報告書として提出を求める書類</p>

<p>者側の立会人を1人置いて検査を行うこととされているが、検査調書の発注側立会人の欄に記入がない。</p> <p>予定価格の設定について、各課で取り扱いがまちまちであることから、標準的な様式のほか税込金額の場合や入札書比較価格を千円止めする場合の記載例を示すなど、取り扱いについて統一されるよう周知を図りたい。</p> <p>また、契約関係事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。</p>	<p>の記載を削除せず、また、一括業務であるにもかかわらず、毎月業務といった記載により業務内容と契約事項に齟齬が生じていることから、これら不適切な事務の根絶に向けて、十分なチェック体制を整えるよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。</p> <p>○収入印紙（契約書に添付）</p> <p>契約書内容に基づく文書の種類と契約金額に基づく印紙税額を十分にチェックするよう、職員間理事者会議を通じて庁内に周知徹底を図ります。</p> <p>○完了検査</p> <p>契約相手方に提出させる書類を確認し、竣工検査書には職員意見を必ず添えて検査調書を作成する。また検査調書における発注者立会（確認）を必ず実施し、記名する。業務等の完了による支出行為であることを念頭に入れ、一連の検査手続きを適切に行うよう、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図ります。</p>
--	--

4 補助金・交付金について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>89件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められたものの、一部において実績報告書に領収書又は確認記録あるいは団体の監査報告書が添付されていないなどの不備が見受けられた。</p> <p>令和5年度当初にも全庁的に通知がなされているが、今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査することとし、理事者会議や全庁通知を通じて庁内に周知徹底を図るほか、課長会議により、執行管理の強化を図るとともに、職場内での意識共有を深め、適正な事務処理に努めます。</p>

5 滞納整理について

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化</p>	<p>法令等に基づく督促状の確実な発送、定期的な催告書や法的措</p>

を図るため、令和3年度に滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられた。

令和5年度においては、私債権担当職員の研修会参加及び報告会の実施、滞納処分の実務に係る研修会の開催、債権ごとの徴収目標の設定、債権管理事務に係る担当者意見交換、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実に繋がっており、今後においても大きな期待を寄せているところである。

また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。

今後も引き続き充実した取組の展開を期待するとともに、債権管理条例の早期制定などについても研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。

置への移行予告通知の発送など適正な債権管理の実施により滞納繰越の抑止に努めるとともに、悪質な私債権滞納者には裁判所への法的手続きを行うなど厳正に対処してまいります。

併せて、経常的な研修会への参加等により債権担当者の専門知識の向上を図るとともに、各債権の取組状況や成果等を共有し全庁一体となって徴収強化に取り組みます。

また、これら滞納対策による一定の成果を勘案し、「債権管理条例」の早期制定に向け研究を進めてまいります。